社会資本整備審議会・交通政策審議会 環境部会・技術部会合同の 「グリーン社会WG」の開催について

〇趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現、気候危機への対応など、グリーン社会の実現に貢献するため、我が国の CO2 排出量の約5割を占める運輸、家庭・業務部門の脱炭素化等に向けた地球温暖化緩和策、気候変動適応策等に戦略的に取り組む国土交通省の環境分野でのグリーン技術を含めた施策・プロジェクトのとりまとめに向けた調査審議を行う。

〇グリーン社会WGの開催

社会資本整備審議会環境部会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会にグリーン社会小委員会を設置し、また、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会にグリーン社会ワーキンググループを設置して、合同会議(以下「グリーン社会WG」という。)として開催する。

〇検討スケジュール

月1回程度開催し、本年夏頃を目途に調査審議の成果をとりまとめる。

〇調査審議の成果

グリーン社会WGの調査審議の成果については、環境部会における国土交通省環境行動計画等の改定に向けた調査審議や、技術部会における国土交通省技術基本計画に関する調査審議に活かす。

社会資本整備審議会環境部会グリーン社会小委員会 交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会グリーン社会ワーキンググループ

「グリーン社会WG」運営要領

令和3年3月3日申し合わせ 社会資本整備審議会環境部会グリーン社会小委員会委員長 交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会委員長 社会資本整備審議会技術部会長 交通政策審議会技術分科会技術部会長

社会資本整備審議会環境部会グリーン社会小委員会、交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会グリーン社会ワーキンググループ(以下「小委員会等」という。)の運営について、以下の通り運営要領を申し合わせる。

(グリーン社会WGの開催)

第1 小委員会等については、「グリーン社会WG」として合同で会議を開催する。

(グリーン社会WGの定足数)

第2 グリーン社会WGの定足数は、グリーン社会WGを構成する委員の過半数とする。

(グリーン社会WGの座長)

- 第3 グリーン社会WGの座長は、小委員会等の委員長又は座長(以下「委員長等」という。)のうちから、互選により選任する。
- 2 座長は、議長としてグリーン社会WGの議事を整理する。

(委員以外の者の出席)

第4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は 説明を行うことを求めることができる。

(グリーン社会WGの議事録及び議事の公開)

- 第5 グリーン社会WGの議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、グリーン社会WGの議事の手続その他運営に関し必要な事項は、 座長が他の委員長等と相談の上定める。

(参考)

社会資本整備審議会環境部会 グリーン社会小委員会の設置について

令和3年2月12日 社会資本整備審議会環境部会長決定

2050 年カーボンニュートラルの実現、気候危機への対応など、グリーン社会の実現に貢献するため、我が国の CO₂ 排出量の約5割を占める運輸、家庭・業務部門の脱炭素化等に向けた地球温暖化緩和策、気候変動適応策等に戦略的に取り組む国土交通省の環境分野での施策・プロジェクトのとりまとめに向けた調査審議を行うため、社会資本整備審議会環境部会運営規則(平成18年12月20日)第1条の規定により、グリーン社会小委員会を設置する。

グリーン社会小委員会の運営については、社会資本整備審議会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

(参考)社会資本整備審議会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)第4条第5項の「委員等」を言う。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

- 第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。
- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及ひ調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考)社会資本整備審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ 又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

- 第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若 しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部 を非公開とすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

社会資本整備審議会環境部会 グリーン社会小委員会 委員名簿 (令和3年3月3日時点)

(五十音順・敬称略)

○ 石田 東生 筑波大学名誉教授

高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授

竹内 純子 国際環境経済研究所理事・主席研究員

田中 充 法政大学社会学部教授

○委員長

(参考)

交通政策審議会交通体系分科会環境部会 グリーン社会小委員会の設置について

令和3年2月12日 交通政策審議会交通体系分科会環境部会長決定

2050 年カーボンニュートラルの実現、気候危機への対応など、グリーン社会の実現に貢献するため、我が国の CO₂ 排出量の約5割を占める運輸、家庭・業務部門の脱炭素化等に向けた地球温暖化緩和策、気候変動適応策等に戦略的に取り組む国土交通省の環境分野での施策・プロジェクトのとりまとめに向けた調査審議を行うため、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則(平成18年12月21日)第1条の規定により、グリーン社会小委員会を設置する。

グリーン社会小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

(参考)交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(交通政策審議会交通体系分科会運営規則第2条第2項の「委員等」 をいう。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

- 第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。
- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及ひ調査審議事項を当該委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読 み替えるものとする。

(参考)交通政策審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ 又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

- 第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若 しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部 を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

交通政策審議会交通体系分科会環境部会 グリーン社会小委員会 委員名簿

(令和3年3月3日時点)

(五十音順・敬称略)

塩路 昌宏 京都大学名誉教授

二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授

○ 屋井 鉄雄 東京工業大学副学長、環境・社会理工学院教授

山戸 昌子 トヨタ自動車(株)先進技術開発カンパニー環境部長

○委員長

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 グリーン社会ワーキンググループの設置について

社会資本整備審議会技術部会長 交通政策審議会技術分科会長

国土交通分野における環境に資する技術の社会実装の推進等について議論するため、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会運営規則第8条に基づき、グリーン社会ワーキンググループを設置する。なお、運営に当たっては、同規則によるほか、次のとおり定める。

1. 座長

- (1) ワーキンググループに座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員のうちから、技術部会 長が指名する。
- (2) ワーキンググループは、座長が招集する。
- (3) 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから技術部会長があらかじめ 指名するものが、その職務を代理する。
- (4) 座長は、議長としてワーキンググループの議事を整理する。
- (5) ワーキンググループの開催については、定足数を設けない。

2. 議事の公開

- (1) ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由が あるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、議事要旨を公開するものとする。
- (3)前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は 一部を非公開とすることができる。

(参考) 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 運営規則(抜粋)

(ワーキンググループの設置)

第8条 技術部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置し特定の課題に係る議論をさせたうえで、意見を聴取することが出来る。

(ワーキンググループの委員)

第9条 ワーキンググループに属する委員は、議題に応じて、技術部会長が指名する。

(委員以外の者の招聘)

第10条 技術部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループの出席 及び説明を求めることが出来る。

(雑則)

第11条 (略)

2 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続その他運営に関し必要な事項は、技術部会長が定める。

社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会技術部会

グリーン社会ワーキンググループ 委員名簿

(令和3年3月3日時点)

(五十音順・敬称略)

〇 石田 東生 筑波大学名誉教授

伊藤 香織 東京理科大学理工学部建築学科教授

越塚登東京大学大学院情報学環教授

小林 潔司 京都大学経営管理大学院特任教授

谷口 守 筑波大学大学院システム情報系社会工学域教授

二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授

村山 英晶 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

山田 正 中央大学理工学部教授

○座長